

令和8年度入善町納税通知書用封筒広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、入善町広告掲載要綱及び入善町封筒広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づき、入善町納税通知書用封筒（以下「納税封筒」という。）に広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の対象)

第2条 納税封筒は、税務課が使用するものとし、次に掲げるものとする。

- (1) 納税封筒（縦12.0センチ×横23.3センチ）約22,000枚
- (2) 納税封筒（縦12.0センチ×横21.3センチ）約5,000枚

(広告の掲載基準)

第3条 納税封筒に掲載する広告は、要綱別表に定める基準に適合するものとする。

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、縦4.0センチ×横8.0センチ又は7.5センチとし、使用色1色（青色）とする。

(広告の掲載位置及び枠数)

第5条 広告を掲載する位置は、納税封筒の裏面とし、各封筒につき3枠分とする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、概ね1年間とする。

- 2 期間中は原則として、掲載した広告の取下げはできないものとする。ただし、町長が特に認めた場合はこの限りではない。

(広告の掲載料)

第7条 広告の掲載料は、1枠につき27,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

(広告掲載の決定)

第8条 広告掲載に適すると認められる広告掲載希望者が、当該広告の枠を超えたときは、次の各号に定める順位により掲載する広告を決定する。

- (1) 入善町の納税封筒に広告掲載を行ったことがないもの
- (2) 前号に掲げる以外のもの

- 2 前項の規定によっても順位が決定できないときは、抽選によりこれを決定する。

附 則

この要領は、令和7年10月14日から施行する。